

第 24 回 横須賀市景観審議会

市街地整備景観課

平成 29 年 7 月 24 日 (月) 10:00 から
横須賀市役所 3 号館 3 階 302 会議室

次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成 28 年度景観法・景観条例等の運用状況について (報告)
- (2) 平成 28 年度屋外広告物条例の運用状況等について (報告)
- (3) 景観重要樹木の利活用に向けての取り組み及び新規認定について (審議)
- (4) 平成 28 年度景観審議会専門部会議事案件について (報告) 非公開
- (5) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について (報告) 非公開

3 閉 会

事前配布資料

- 資料 1 横須賀市景観審議会委員名簿
- 資料 2 平成 28 年度景観法・景観条例等の運用状況について
- 資料 3 平成 28 年度屋外広告物条例の運用状況等について
- 資料 4 景観重要樹木の利活用に向けての取り組み及び新規認定について
- 資料 5 平成 28 年度景観審議会専門部会議事案件について 非公開
- 資料 6 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について 非公開
- 資料 7 横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領

当日配布資料

- 1 横須賀市景観重要樹木パンフレット
- 2 横須賀市景観計画・景観条例パンフレット
- 3 建築物等色彩協議要綱パンフレット
- 4 すかまち景観デザイン賞景観デザイン部門第 1 回受賞集
- 5 よこすか市富士山ビューMAP
- 6 よこすか景観ニュース (第 17 号)
- 7 横須賀中央エリアまちづくりガイドライン (中間報告会資料)
- 8 スライド資料

横須賀市景観審議会委員名簿

横須賀市景観審議会委員

(敬称略・50音順)

- かわかみ としあき
・河上 俊昭 事業者
一般社団法人神奈川県広告美術協会理事
- きくたけ ゆき
・菊竹 雪 学識者(広告物、グラフィックデザイン)
首都大学東京システムデザイン学部教授
- くどう ゆきひさ
・工藤 幸久 事業者
横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
- くによし なおゆき
・国吉 直行 学識者(都市デザイン)
(景観専門委員) 横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース特別契約教授
- こいずみ あつし
・小泉 厚 事業者
よこすか都市景観協議会会長
- こばやし まさみ
・小林 正美 学識者(建築)
明治大学理工学部建築学科教授(副学長)
- たくち あつこ
・田口 敦子 学識者(広告物、グラフィックデザイン)
多摩美術大学 理事・名誉教授
- とみざわ きみえ
・富澤 喜美枝 学識者(歴史を生かしたまちづくり)
横須賀建築探偵団代表
うわまち教会建物応援団事務局
三浦郡豊島町をもっとよく知る会代表
- まつした けいいち
・松下 啓一 学識者(法律)
相模女子大学人間社会学部教授
- やなぎさわ じゅん
・柳澤 潤 学識者(建築)
(景観専門委員) 関東学院大学建築・環境学部准教授
株式会社コンテナポラリーズ代表取締役
- やまはた のぶひろ
・山畑 信博 学識者(環境デザイン)
東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
- よしだ しんご
・吉田 愼悟 学識者(色彩)
(景観専門委員) 武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授
(株)カラープランニングセンター 顧問
(有)クリマ 代表取締役
横須賀市色彩アドバイザー
- ・欠員 公募市民

横須賀市景観審議会事務局職員

市街地整備景観課長

しゅどう のぼる
首藤 昇

市街地整備景観課景観係長

わたなべ あつし
渡辺 淳
たかはし しょうた
高橋 翔太

市街地整備景観課屋外広告物係長

たかやま ともひさ
高山 智久
はが まなみ
芳賀 愛美

平成 28 年度景観法・景観条例等の運用状況について

景観法・景観条例等の運用状況

平成 29 年 3 月末現在

		前年度まで	H28 年度	累計	備考
景 観 条 例	眺望点指定	2 件	0 件	2 件	・中央公園眺望点 ・くりはま花の国眺望点
	景観推進地区指定	1 件	0 件	1 件	・横須賀見晴らしの丘景観推進地区
	地区景観協議会認定	0 件	0 件	0 件	
	景観審議会開催	2 2 回	1 回	2 3 回	第 1 回 H16.7.28 開催
	専門部会開催	1 3 8 回	1 2 回	1 5 0 回	毎月 1 回開催
	民間の建築等計画	1 3 4 件	7 件	1 4 1 件	
	公共の建築等計画	3 0 件	3 件	3 3 件	
	建築等計画以外	1 4 3 件	2 件	1 4 5 件	景観法や景観条例の運用等
	表彰	3 4 件	1 件	3 5 件	すかまち景観デザイン賞 景観デザイン部門市長特別賞 (H28～隔年実施)
	助成	0 件	0 件	0 件	
勧告及び公表	1 件	0 件	1 件		
景観協議	7 3 9 件	1 1 4 件	8 5 3 件	民間 H21.7.1～公共 H27.7.1～	
景 観 法	届出及び通知	1 4 9 8 件	1 1 4 件	1 6 1 2 件	
	景観重要建造物指定	0 件	0 件	0 件	
	景観重要樹木指定	2 6 件 (182 本)	0 件 (0 本)	2 6 件 (182 本)	
	景観重要公共施設の整備に関する事項	1 件	0 件	1 件	うみかぜの路景観重要道路
要 綱	色彩協議	7 6 1 件	2 1 5 件	9 7 6 件	

平成 18 年 6 月 30 日までは景観条例（自主条例）、平成 18 年 7 月 1 日からは景観法の運用となります。

1 景観法・景観条例等の指導について

(1) 景観パトロールの実施（13 回実施 30 件指導、その内 24 件景観法届出対象）

足場の掛かっている景観法の届出が必要となりそうな建物に対し、直接現場で手続きを行うよう指導をしている。

(2) 文章による指導（0 件）

文章による指導は 28 年度 0 件だった。

2 景観法・景観条例等の周知について

- (1) 広報よこすか記事掲載(10月)
- (2) 市内塗装業者および市登録建設業者へDM(10月)
- (3) 景観パトロール(随時)

景観法・景観条例等以外の景観に関する業務

1 景観推進指導業務(14件)

主な指導

(1) マボリシーハイツテラスハウスの手続きについて

平成28年6月30日にマボリシーハイツ管理組合理事長に地区内のテラスハウスのうち1棟を除くすべての棟が2~3棟合わせて確認申請を出していた。そのため、建築基準法上の延べ面積が1000㎡を超え(建築計画概要書による)、景観協議と景観法の届出が必要な旨を通知した。しかし、現状では明らかに各棟が分かれているため、棟ごとの延べ面積が1000㎡以下の場合、建築物等色彩協議要綱による色彩協議の提出で良いこととした。

(2) サインデザインに関する指導業務(随時指導)6件



Uターン禁止(道路維持課)



米軍基地ゲート前横断禁止(道路維持課)

2 地域毎の景観指導に向けた業務

これまで良好な街並み景観の形成を図るため、「景観法」「横須賀市景観条例」「横須賀市景観計画」に基づき、景観協議や景観法の届出を通じて事業者に対し指導・助言を行っている。しかし、市全域共通のルール（色彩基準と基本指針）で行っているため、街並み変化が予想される地域や特色のある地域の将来像に向けた景観づくりについて、積極的な指導を行えていない。今後は、地域ごとのルールを策定し、建築行為前に事業者に対し周知や指導を行っていくことを目指す。

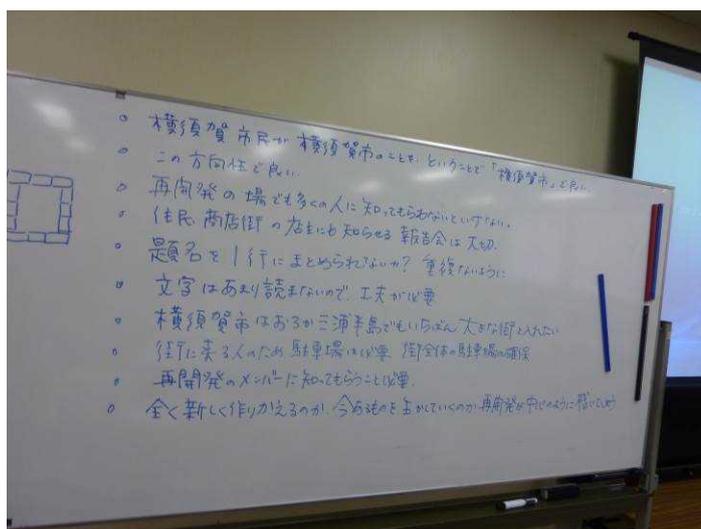
(1) 横須賀中央エリアまちづくり検討会議の開催

「横須賀中央エリア再生促進アクションプラン」の取り組みにより、土地の高度利用や土地利用転換、都市空間の向上が期待されるエリアのため、将来像として魅力的で価値の高いまちづくりや景観づくりを求められる。

平成 26 年度から地元商店会や町内会を中心とした構成員 14 名で、「横須賀中央エリアまちづくり検討会議」を組織し、エリアの今後の更なる活性化を図るべく、建物の建て方のルール作り及びその運用に向け、検討会議を行っている。

平成 28 年度は 6 回検討会議を実施し、前年度(検討会議全 10 回)までの意見を踏まえ、構成員による意見交換やワークショップ等により横須賀中央エリアの課題等について議論し、会議で出た意見を方向性に反映させたものを事務局でガイドラインとして作成した。ガイドラインについても内容や方向性について意見交換をし、共通認識をもてた。

平成 29 年度前期に中間報告会を実施し、平成 29 年度 3 月までに「横須賀中央エリアまちづくりガイドライン」の完成を目指す。



3 啓発業務

(1) 第5回よこすか景観まちあるき「逸見・汐入編」の実施

a 実施目的

国際海の手文化都市よこすか景観賞は、これまで5回実施され、よこすかの景観づくりの推進に寄与している建築物や工作物又は景観づくりに係る活動を数多く選考してきた。

また「横須賀市景観重要樹木」については、市内26箇所182本を指定している。

これらの特色ある景観を巡るまち歩きを実施することで、さらに景観に対する意識を高めるとともに、横須賀らしさの発見や、よりよい景観、心地よいまち並みづくりに貢献するきっかけづくりを目的としている。

b 実施概要

「よこすか景観まちあるき[逸見・汐入編]」は、景観まちあるきイベントの第5回として、平成28年10月20日(木)に、公募した19名を対象に、京急逸見駅～逸見小学校～谷戸の風景と京浜急行のトンネル～ポートバレーヌ花の会～ヴェルニー公園～海と船が見える坂道～京急の踏切とトンネル～京急汐入駅のまち歩きを実施した。

なお横須賀建築探偵団が共催して、当日の案内、サポート、参加者の保険を担当してもらい、一般財団法人みなと総合研究財団の吉田氏にも案内をしてもらった。



(2) 横浜市立大学生 横須賀中心市街地まちあるきの実施

横浜市立大学 都市デザイン論(後期)の授業で「横須賀市のまちづくり」の講義と横須賀中心市街地のまち歩きを行った。



4 よこすか都市景観協議会の運營業務

(1) よこすか都市景観フォーラムの開催

- a 開催日 平成 29 年 2 月 12 日(日)
- b 場所 ヴェルクよこすか
- c テーマ よこすか再発見～伝えよう谷戸の魅力とまちづくり～
- d 参加者 180名(一般、よこすか都市景観協議会関係者等)
- e 内容
 - 講演/ よこすか再発見～まちの個性の探し方・活かし方～
T E R A 歴史景観研究室代表 最勝寺 靖彦氏
 - パネルディスカッション/ よこすか再発見～伝えよう谷戸の魅力とまちづくり～
コーディネーター：NPO法人アクションおっぱま理事長 昌子 住江氏
パネリスト：T E R A 歴史景観研究室代表 最勝寺 靖彦氏
汐入町五丁目二区町内会長 廣崎 勝裕氏
エトワール経営 河合 麻衣氏
神奈川県立保健福祉大学生 阿部 将大氏

(2) すかまち景観デザイン賞

- a 募集期間：平成 28 年 2 月 7 日(日) ～ 9 月 30 日(金)
- b 募集部門： 景観デザイン部門
富士山ビューポイント部門
- c 応募点数： 景観デザイン部門 33 点
富士山ビューポイント部門 22 箇所 55 点
- d 受賞作品： 景観デザイン部門
大賞：ニフコ Y R P 防爆棟・実験棟
市長特別賞：新港町のまちなみ
富士山ビューポイント部門
大賞：富士見小学校とその付近
- e 授賞式：第 22 回都市景観フォーラムで表彰

(3) よこすか景観ニュースの発行、HPの更新

- a ニュース第 17 号の発刊(発行日：平成 29 年 2 月 1 日)
- b HPの更新 随時実施

平成 28 年度屋外広告物条例の運用状況等について

屋外広告物現況調査の実施について

現在市内には多くの屋外広告物が掲出されています。屋外広告物条例に則って設置するよう指導していますが、未申請物件や基準不適合物件など問題を抱えた物件も数多く存在し、これからの対応が課題となっています。また、全国の自治体が同様の問題を抱えている中、現状の把握をどのように行っていくかも課題となっています。そこで、それぞれの課題に対応するにあたって、屋外広告物が適正に設置されているのか現状を把握する目的から、地域特性の違う下記2地点を調査対象に選定して現状調査を行いました。

1、調査の対象地区

(1) 中心商業地区

【調査年月日】	平成29年3月16日・24日・30日
【調査箇所】	国道16号線の一部(約1,500m) 及び夏島貝塚通りの一部(約800m)
【調査結果】	広告物総数 2,053件 屋外広告物総数 1,877件 違反広告物数 223件 適正掲出率 88.12%

広告物総数(2,053件)					屋内表示 (176件)
屋外広告物総数(1,877件)				申請必要(225件)	
申請不要(1,652件)		申請有(56件)			
適正 (1,598件)	違反 (54件)	適正 (56件)	申請によって 適正になる (123件)	申請しても基 準不適合 (46件)	

(2) 郊外主要沿線地区

【調査年月日】	平成29年2月21日・3月8日
【調査箇所】	国道134号沿線の一部(約6,500m) 及び県道久里浜港線の一部(2,600m)
【調査結果】	広告物総数 414件 屋外広告物総数 389件 違反広告物数 85件 適正掲出率 78.15%

広告物総数(414件)					屋内表示 (25件)
屋外広告物総数(389件)				申請必要(70件)	
申請不要(319件)		申請有(25件)			
適正 (279件)	違反 (40件)	適正 (25件)	申請によって 適正になる (22件)	申請しても基 準不適合 (23件)	

2、中心商業地区の現状

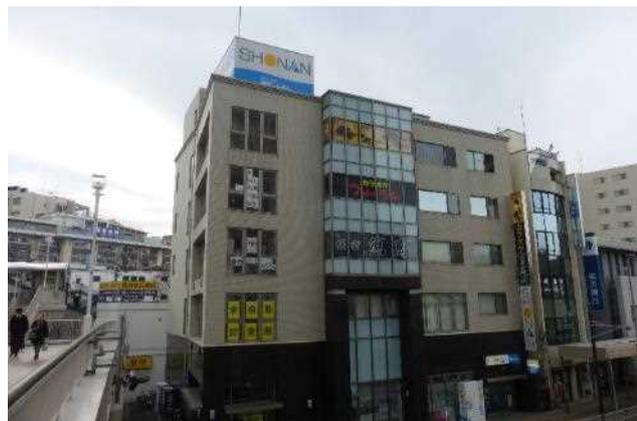
国道16号線の追浜本町共栄会、追浜大通り3丁目商店街、サンロード追浜商店街と夏島貝塚通りの追浜銀座通り商店街は申請の必要がない少量・小型の広告物を掲出する個人商店と、大規模な屋上広告塔や袖看板等を掲出する金融機関や飲食チェーン店などが建ち並んでいる。

商店街にはアーケードが設置され、その中に吊下げ看板、幕、フラッグなどが賑わいを創出しているものの、全体の1%が破損した状態であった。

申請状況については、申請の必要な物件のうち75%が未申請であり、個人商店よりも全国展開している事業所が申請していない、もしくは事業所としては申請しているものの壁面広告やのぼり旗等が未申請というケースがあった。

また、全体の2%が基準不適合であったが、基準不適合の多くは袖看板が、路上から高さや建物からの出幅を違反しているものであった。また壁面からはみ出している壁面広告も見受けられ、基準不適合の広告物には改修等による是正が必要である。なお、未申請物件のほとんどは設置基準に適合しているため、申請されれば適正になる。

他法令（道路占用許可等）の関係では、のぼり旗を掲出している店舗の多くは、歩道上にはみ出しており、道路占用違反の状態のものがあった。



袖看板や屋上広告物など、適正に申請を受けている大規模な広告物が多い。

3、郊外主要沿線地区の現状

津久井から野比の国道沿線は、海岸沿いに野立て看板が掲出されており、条例で禁止地域に指定されているため、景観に配慮したデザインやサイズの広告物が多く見られ、一部の基準不適合な物件を除いて、適正に掲出されている。

野比から久里浜までの県道久里浜港線は、小規模な飲食店が多く、また大半が禁止区域ということもあり、表示面積の合計が10㎡を超える量の広告物を掲出していることが少なく、適正に広告物を掲出していた。

調査の結果、特定屋外広告物が未申請全体の2%しかなく、特定屋外広告物安全管理者を設置する必要がある広告物については、適正に申請されていた。また、申請が必要な広告物等のうち、未申請の25%が広告塔・広告板であった。そのなかには、板面の色が褪せて景観に悪影響を及ぼすものや、錆等の腐食が激しいものも見られた。

過去2回の実態調査と比較して大型店舗が少ないため、のぼり旗や置き看板の掲出方法が少なく、他法令（道路占用許可等）に抵触するような状態はほとんど見受けられなかった。



禁止地域に第三者広告の野立て看板が掲出されていた

4、確認された問題点についての対応方針

(1) 車歩道上に掲出されている違反広告物について

指導しても改善の見られない店舗については、景観美化パトロールを引き続き実施する。そのことにより、掲出者に景観や安全なまちづくりへの意識を高めてもらい、違反広告物の軽減に努める。また、敷地と歩道の境を誤認しているなど制度や規制を理解していないケースもあるため、道路管理者と連携して周知徹底に努める。

(2) 未申請のチェーン店について

申請が必要にも関わらず、これまで申請を行わずに広告物を掲出してきたチェーン店については、他店舗も同様に未申請の場合があり、法令順守に問題があるとも考えられ、条例の周知と申請に向けた指導が必要である。

また、店舗を任されている店長や代理店に対して個別に指導を行うのではなく、本社の管理部門に対し、条例の周知と申請手続について指導を行い、同一経営による他店舗についても屋外広告物の適正な管理につなげる。

(3) 申請漏れのある店舗について

適正に許可を受けている店舗においても、のぼり旗や広告幕などの簡易広告物は常設広告物と同じ申請書で申請できない等、申請者側の負担が多いこともあり、未申請となることが多いと考えられる。そのため、許可の継続時に追加物件がないかを申請者に確認し、簡易広告物が設置されている場合は、速やかに申請するよう指導する。

また、簡易広告物は常設広告物に比べ、法令順守の意識が低いとも考えられるため指導を徹底する。

(4) 未申請の野立て看板について

維持管理が適切に行われているか不明であり、安全上の問題が高いため早急な対応が必要である。また、禁止地域に第三者広告物と思われる野立て看板が多く掲出されており、広告内容等から所有者を明らかにし、申請手続きにつなげ、安全管理を適切に行うよう指導する。

(5) 未申請の広告物について

未申請物件の中には、申請をすることで適正になる広告物が多くあるため、未申請物件を多く掲出している店舗から順に、条例の周知と申請手続きについて指導を行う。また、申請しても基準不適合の物件については、違反度の高いものから、順次指導を行い、屋外広告物の適正な管理につなげる。

5、調査対象エリア



許可、業登録、違反広告物の除却等の実績

1. 許可件数

種 類	新 規	継 続	合 計
広 告 板	58	60	118
広 告 塔	134	143	277
壁 面 広 告	385	291	676
屋 上 広 告 板	13	7	20
袖 看 板	18	45	63
置 き 看 板	21	16	37
屋 上 広 告 塔	9	15	24
広 告 幕 (3 年)	1	10	11
広 告 幕	31	19	50
電 柱 広 告	81	2,108	2,189
アドバルーン	0	0	0
標 識 広 告	9	119	128
車 体 広 告	69	217	286
ア ー チ	0	0	0
吊 下 看 板	0	0	0
は り 紙	0	0	0
は り 札	2	0	2
立 看 板	0	0	0
の ぼ り 旗	124	118	242
バス上屋広告	2	0	2
合 計	957 物件	3,168 物件	4,125 物件
許可申請件数	169 件	139 件	308 件
許可申請手数料	2,811,000 円	3,053,050 円	5,864,050 円

2. 屋外広告業の登録件数

(平成29年3月末日現在)

	市 内	県内(市内除 く。)	県 外	合 計
屋外広告業登録	5	0	1	6
特例屋外広告業届	30	226	412	668

3. 違反広告物除却件数

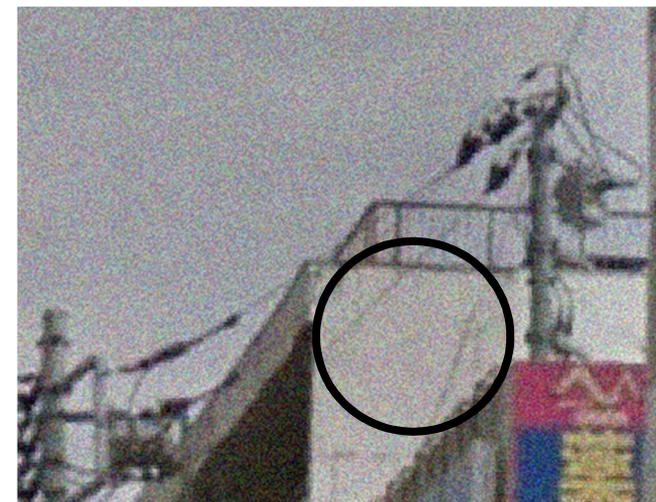
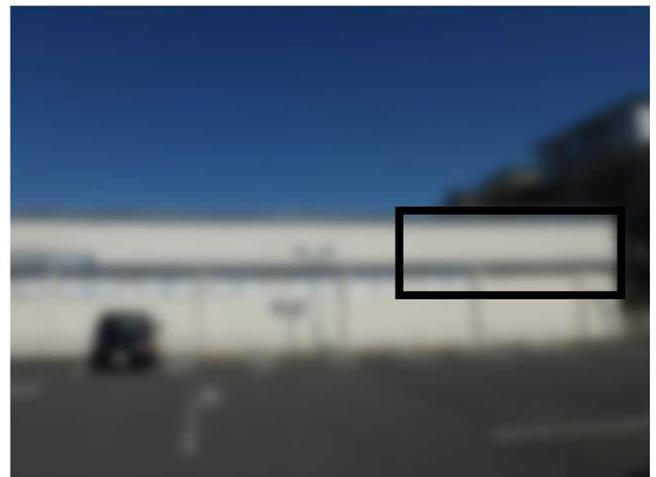
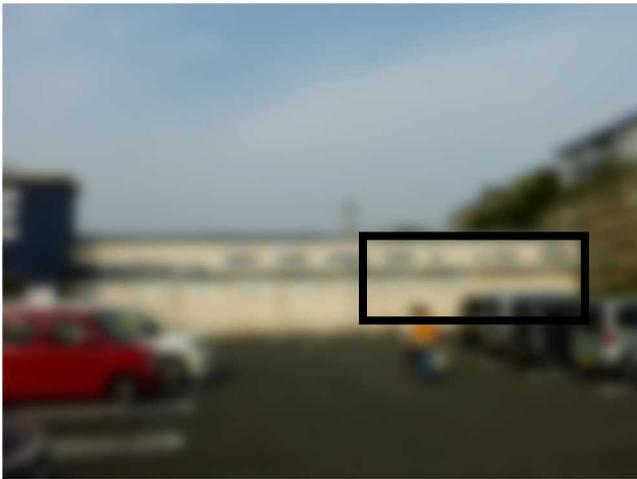
	種類別					業種別			
	はり紙	はり札	立看板 置看板	のぼり 旗	合計	不動産	金融	その他	合計
委託業者	111	114	135	3	363	134	0	229	363
直営	16	2	0	0	18	0	0	18	18
協力員	126	2	0	0	128	0	0	128	128
合計	253	118	135	3	509	134	0	375	509

4. 広告景観推進協力員の活動

実施日時	集合場所	対象地区	実施内容	参加人数
4月14日(木) 午後2時	京急堀ノ内駅改札口	堀ノ内～中央	ケイビパト	9人
5月10日(火) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	7人
6月7日(火) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	5人
7月8日(金) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	6人
8月4日(木) 午後2時	JR衣笠駅改札口	JR衣笠駅周辺	ケイビパト	7人
8月25日(木) 午後2時	市役所3号館3階 302会議室	-	意見交換会	9人
9月9日(金) 午後2時	追浜、中央及び久里浜地区		屋外広告の日 キャンペーン	13人
10月13日(木) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	10人
11月8日(火) 午後2時	JR衣笠駅改札口	JR衣笠駅周辺	ケイビパト	4人
12月8日(木) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	12人
1月12日(木) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	10人
2月7日(火) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	10人
3月10日(金) 午後2時	JR衣笠駅改札口	JR衣笠駅周辺	ケイビパト	8人

広告景観推進協力員数 18人(平成29年3月末日現在)
パトロール12回実施。意見交換会1回実施。

5. 改修事例（ 公開資料には写真全体にモザイクを入れてあります）
基準に合っていない広告類



景観重要樹木の利活用に向けての取り組み及び新規認定について

これまでの経緯

本市では平成 16 年の景観法施行以来、景観法を活用した施策に取り組んでおり、その一環として、景観法の制度である景観重要樹木(景観法第 28 条)について、平成 21 年より市内 26 箇所 182 本の指定を行なってきた。

特に、普段から地域の方が目にすることが多く、児童・生徒・卒業生から親しまれている学校の樹木を候補に挙げ(平成 20 年度実施の各校への意向調査等を元に決定)、これまで 6 回にわたり指定してきた。(学校以外では、第 4 回と第 6 回に、歴史もあり樹木を中心とした地域住民によるまちづくり活動を行なっている坂本公園の樹木を指定している。)

昨年度(平成 28 年度)地域の景観資源でもある景観樹木の良さを受け継いでいくため、デジタルアーカイブを作成するにあたり、景観重要樹木のある学校を対象に景観重要樹木の認識や利活用に関するアンケートを行った。

アンケートを基に田戸小学校の 100 周年を記念したデジタルアーカイブに向けて事業を進めることとした。

昨年度実施した第 23 回横須賀市景観審議会で、以下の意見が出された。

デジタルアーカイブを作成するにあたり、誰が主体で作成するのか。広島では地元高校生が主体になって、デジタルアーカイブを作成していることもあり、小学生や学校が主体になって作成した方が良い。(菊竹委員)

市街地なら景観重要樹木のように単独のものを指定するのも良いと思う。法の景観重要樹木の主旨と外れるが横須賀ならランドスケープの視点をもって、まとまった緑など合わせての景観を考えた方が良いと思う。まとまった緑を指定する方法もあるのではないか。(国吉委員)

田戸小学校の 100 周年を記念したデジタルアーカイブについて

昨年度(平成 28 年)田戸小学校に問い合わせをした結果、平成 28 年度はすでに授業計画が確定しており、デジタルアーカイブを授業で取り扱うのは難しいとの回答を頂いた。平成 29 年度ならば、授業で取り扱えるとのことだった。

昨年度の回答を踏まえて、今年度(平成 29 年度)に再度田戸小学校に問い合わせした結果、文部科学省の外国語活動授業の全国発表を秋に行う予定があり、また、校庭の整備工事があるとのこと、デジタルアーカイブを進めるのは難しいとの回答だった。

今後は来年度(平成 30 年)のデジタルアーカイブの作成を目指し、事業を進める予定である。

沢山小学校の景観重要樹木の認定について

平成 29 年4月に沢山のつつじを守る会から、沢山小学校のつつじを景観重要樹木に指定したいという要望があった。

種類： 平戸系つつじ、霧島系つつじ、さつき、どうだんつつじ

本数： 平成 29 年4月現在 およそ 302 本

樹齢： 95 年以上

- 指定理由：
- 1.学校のシンボルツリーとなっている
 - 2.校歌に謳われている
 - 3.全卒業生共通のつつじヶ丘の学び舎
 - 4.学校と地域の協業活動の基盤
 - 5.学童や地域住民に潤いと安らぎを与える存在
 - 6.公道に面し開かれた景観
 - 7.樹齢 90 年以上

【問題点】

1. 横須賀市では既に景観重要樹木 182 本を指定しており、さらなる本数の指定が困難であるため群の指定としたいが、前例がないためどのようにするか考慮が必要
2. つつじヶ丘が学校の敷地と民地とまたがっているため、全体としての指定が困難



神奈川歯科大学の景観重要樹木の認定について

平成 29 年 6 月に神奈川歯科大学のジャカラндаを景観重要樹木に指定したいという要望が学長からあった。

種類： ジャカラнда

本数： 平成 29 年 6 月現在 1 本

樹齢： 30 年以上

指定理由： 1.世界三大花木の一つ

2.平成 26 年より神奈川歯科大学でジャカラндаフェスティバルを開催している

【問題点】

1. 景観法施行規則で定める指定の基準(景観法施行規則第 11 条の2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること とあるが、校舎に囲まれた場所にあり、敷地外から見る事ができない。

開花時には地元広報誌(タウンニュース)等に掲載して広く周知を行っており、受付で入門証をもらえばだれでも大学構内に入って鑑賞することができる。



景観法に基づく景観重要樹木の解説

景観法とは(平成16年6月18日交付)

日本で初めての良好な景観の形成を目的とした総合的な法律。

景観重要樹木とは

景観法に規定された制度で、景観上重要な樹木を指定し積極的に保全するものです。

市長は、指定の要件に適合するものを指定することができます。

指定されると、伐採や移植などの現状変更について許可が必要となりますが、通常の管理に必要な剪定については許可の必要はありません。

景観重要樹木の指定制度(概要)

- ・景観法第2章第3節第2款に規定
- ・地域の景観上重要な樹木について、地域の景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的とした制度
- ・指定された樹木は、現状変更について許可が必要(地方公共団体の場合は協議)
- ・景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない(景観法第33条)
- ・景観法第28条第1項のほか、景観法施行規則第11条に示された指定の基準及び、景観計画に規定する指定の方針に該当するものを指定することができる
- ・指定は森や林などの複数の樹木の一括指定ではなく、個々の樹木を指定

景観重要樹木指定の要件

必ず該当しなければならない要件

景観法で定める指定の条件(景観法第28条)

- 1 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること
- 2 文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと

景観法施行規則で定める指定の基準(景観法施行規則第11条)

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

いずれかに該当すればよい要件

横須賀市景観計画で定める指定の方針

- 1 由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの
- 2 市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの

横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領

横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会(以下「審議会」という。)の運営については、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会(以下「審議会」という。)の運営については、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)及び横須賀市景観審議会規則(平成16年横須賀市規則第51号)並びに情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号)に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証(別記様式)を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) コンピュータは使用しないこと。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開催の日時、場所及び議案

(2) 出席した委員及び関係者の氏名

(3) 傍聴人の人数

(4) 議事の要旨

(5) その他委員長が必要と認めた事項

3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

No _____	横須賀市景観審議会
傍 聴 証	
平成 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	